

令和 7 年台風第 22 号により住家に被害を受けた 東京土建国保被保険者のみなさまへ ～申請により国保保険料が免除されます～

＜対象者と申請期限＞

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上（床上浸水）の被害を受けた組合員

対象地域		災害救助法適用日	申請期限
東京都	島しょ利島村	2025 年 10 月 8 日	2026 年 4 月 30 日
	島しょ新島村		
	島しょ神津島村		
	島しょ三宅村		
	島しょ御蔵島村		
	島しょ八丈町		
	島しょ青ヶ島村		

＜申請方法＞

「国民健康保険料免除申請書」（所属支部にあります）に必要事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

＜免除期間＞

住家の被害の程度		免除期間
被害の程度	損害割合 ※（ ）内は水害による判定	
全壊	50%以上 （住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水）	災害救助法適用月から 3 カ月
大規模半壊	40%以上 50%未満 （床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水）	災害救助法適用月から 2 カ月
半壊	20%以上 40%未満 （床上 1m 未満の浸水）	災害救助法適用月から 1 カ月

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

＜国保保険料免除についてのお問い合わせ先＞

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)